

## 県産材消費拡大支援事業（県産材住宅定着促進）実施要領

平成 27 年 4 月 17 日制定

平成 28 年 4 月 1 日改正

（総則）

**第 1** 県産材消費拡大支援事業（県産材住宅定着促進）の実施については、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号。以下「規則」という。）及びひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（趣旨）

**第 2** この事業は、県産材を使用した木造住宅（以下「県産材住宅」という。）を県内で新築する場合にその経費の一部を助成することによって、県内で新築される木造住宅の主要構造部材等への県産材の活用を定着させ、資源の循環利用を構築することで林業の活性化を促進し、もって森林の公益的機能の維持増進を図ることを目的とする。

（定義）

**第 3** 本要領で定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「県産材」とは、合法な手続を経て伐採された広島県内産の丸太を県内において製材した木材をいい、次のいずれかの方法で証明された木材をいう。
  - ア 広島県産材産地証明協議会発行の産地証明書により証明された木材
  - イ 『緑の循環』認証会議（SGEC）又は森林管理協議会（FSC）により、認定された認定事業体の認証林産物
  - ウ 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で伐採された丸太を使用していることを納品書等で明記した木材
  - エ 森林法に基づく伐採に関する手続きが行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、伐採の場所及び方法が明らかな木材（製品を購入する場合にあっては、伐採届出書等の写し及び県内で伐採された丸太を使用していることを納品書等に明記した木材）
- (2) 「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 「木造住宅」とは、構造耐力上主要な部分が木造である住宅をいう。
- (4) 「主要構造部材」とは、木造軸組構法では梁・桁、柱及び土台を、その他枠組壁工法などでは土台及び枠組材をいう。
- (5) 「羽柄材」とは、垂木、母屋、間柱、筋交い、大引及び根太をいう。
- (6) 「標準仕様」とは、建築工事業者等が主要構造部材を木造住宅の物件毎に変更することなくあらかじめ決定し使用する、主要構造部材の樹種及び製材の種別の組合せをいう。
- (7) 「県産材住宅」とは、標準仕様並びに広島県産材利用に関する協定及び広島県産材

製品安定需給協定に基づき、県産材を住宅の主要構造部材に使用する木造住宅をいう。

- (8) 「県産材利用率」とは、単年度に県内で新築する木造住宅の全戸数に対する、県産材住宅の戸数割合をいう。

(補助金の交付の条件)

**第4** 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 県産材を住宅の主要構造部材に使用することを標準仕様とすること。
- (2) 県との広島県産材利用に関する協定を締結すること。
- (3) 製材工場との広島県産材製品安定需給に関する協定を締結すること。
- (4) (2)及び(3)に定める協定の県産材利用率は、向上する計画、又はその率が70%を超える場合にあっては低下しない計画とすること。
- (5) 知事は、次に掲げる場合については、交付した補助金の返還を求めることができる。
  - ア (2)に定める協定の単年度の県産材利用計画量と比較して、実績量が8割を下まわった場合。ただし、県産材利用率の実績値が、計画値を上まわった場合は除く。
  - イ (2)に定める協定を解約した場合。

(事業実施主体)

**第5** 本事業において、補助金の交付の対象となる者（以下「事業実施主体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者
- (2) 県内に本社、支社、又は営業所等を有している者
- (3) 本事業に係る行為において法令を遵守することを誓約できる者
- (4) 別表1の基準を満たす県産材住宅を県内で標準仕様に基づき新築する者

(補助額)

**第6** 補助額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

**第7** この補助金の交付を受けようとする者は、補助対象としている部材の建築現場搬入の前に規則第3条第1項に基づく補助金交付申請を行ない、交付決定を受けなければならない。

また、補助金の交付決定額が募集額を満たした場合は、申請受付を終了する。

- 2 要綱第4条第2項に定める事業計画書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、収支予算書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 3 前項に定める書類に添付する誓約書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(履行報告)

**第 8** 事業実施主体は、前月末までの事業の履行状況を毎月 15 日までに別記様式 4 号により、知事に報告しなければならない。

(交付決定内容の変更等)

**第 9** 要綱第 5 条第 1 項第 4 号に定める軽微な変更は、次に定める事項以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増又は 20% を超える減を必要とする変更
- (2) 事業計画書の県産材使用量の総計の 20% を超える減
- (3) 広島県産材製品安定需給に関する協定の変更及び解約

(補助金の実績報告)

**第 10** 要綱第 8 条第 2 項に定める事業実績書の様式は、別記様式第 5 号のとおりとし、収支精算書の様式は、別記様式第 2 号のとおりとする。

(事業実施主体の責務)

**第 11** 事業実施主体は、第 2 の趣旨について積極的に広報するものとする。

- 2 事業実施主体は、県産材の需要拡大に係るアンケート及び補助金の交付の対象となった住宅の広報活用などについて、知事から依頼があった場合、協力を努めるものとする。

#### **附則**

この要領は、平成 27 年 4 月 17 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

#### **附則**

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

この改正前に作られたグループの事務処理の取扱いについては、なお従前の例による。

## 県産材住宅の基準

項 目	基 準
県産材の使用条件	木造住宅等の主要構造部材に県産材を使用すること。
主要構造部材の使用条件	<p>補助の対象となる主要構造部材は、標準仕様に設定し広島県産材製品安定需給に関する協定に基づき供給を受けた県産材とする。</p> <p>なお、広島県産材製品安定需給に関する協定に基づかない県内外の製材工場において製材した主要構造部材であっても、合法な手続を経て伐採された広島県内産の丸太から製材された主要構造部材であれば、暫定措置として補助対象とする。ただし、その材積が、県産材使用量実績の2割を超えない場合に限る。</p>
羽柄材の使用条件	垂木、母屋、間柱、筋交い、大引及び根太に使用した合法な手続を経て伐採された広島県内の丸太から生産された製品を、補助の対象とする。
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金の交付決定前に、補助対象としている部材を建築現場に搬入していない住宅</li> <li>2 県産材のうち集成材、合板及びLVL（一連の製品群において広島県内産の丸太を60%以上使用して生産されたものを含む。）については、広島県内産の丸太を60%以上使用し、県内において製材した木材であること。</li> </ol>

## 補助額

## 1 補助単価

(単位：円/m<sup>3</sup>)

主要 構造 部材	梁・桁	異樹種集成材・ヒノキ集成材	5,500
		スギ無垢材・スギ集成材	3,500
	柱	異樹種集成材・スギ無垢材・スギ集成材	3,500
		ヒノキ無垢材・ヒノキ集成材	8,500
	土台	ヒノキ無垢材・ヒノキ集成材 (いずれも防腐処理材含む)	8,500
		異樹種集成材・スギ無垢材・スギ集成材	3,500
枠組壁工法 土台・枠組材		8,500	
羽柄材	垂木, 母屋, 間柱, 筋交い, 大引及び根太		3,500

## 2 補助額の算出について

1 に定める補助単価に, 県産材使用量を乗じた額とする。

**事業計画書**

1 事業の目的

県産材の利用拡大を図るため、県産材を主要構造部材等に使用した住宅を新築する。

2 事業の内容

県産材住宅 新築戸数	主要構造部材等 現場搬入開始予定年月日	主要構造部材等 施工完了予定年月日
戸	平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ 広島県産材年間利用計画（別紙）を添付すること。

（単位：円，m<sup>3</sup>（小数第2位まで記入））

県産材使用量	主要構造部材	標準仕様	補助単価	材積	補助金
		梁・桁	異樹種集成材・ヒノキ集成材	5,500	
		スギ無垢材・スギ集成材	3,500		
	柱	異樹種集成材・スギ無垢材 ・スギ集成材	3,500		
		ヒノキ無垢材・ヒノキ集成材	8,500		
	土台	ヒノキ無垢材・ヒノキ集成材	8,500		
		異樹種集成材・スギ無垢材 ・スギ集成材	3,500		
		枠組壁工法 土台・枠組材	8,500		
		羽柄材（垂木, 母屋, 間柱, 筋交い, 大引, 根太）	3,500		
		計			

3 経費の配分

補助事業に要する経費 （県産材に係る費用）	負担区分	
	県補助金	自己負担他
円	円	円

4 添付書類

- (1) 建設業の許可の通知（写し）又は建築士事務所登録証明書（写し）又は宅地建物取引業免許証（写し）
- (2) 広島県内の製材工場との広島県産材製品安定需給に関する協定書（写し）
- (3) 誓約書（別記様式第3号）







別記様式第2号（第7，第10関係）

**収 支 予 算 （ 精 算 ） 書**

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円) (交付申請時)	決 算 額 (円) (実績報告時)	比 較 (円)		備 考
			増	減	
県 補 助 金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (円) (交付申請時)	決 算 額 (円) (実績報告時)	比 較 (円)		備 考
			増	減	
部 材 費					
合 計					

別記様式第3号（第7関係）

誓約書

平成 年 月 日

広島県知事様

誓約者

所在地 〒

名称

代表者氏名

印

当社は、県産材消費拡大支援事業（県産材住宅定着促進）の補助対象住宅については、関連するすべての行為において、法令を遵守することを誓約します。

なお、これに反した場合は、業者名の公表等、広島県の措置に従います。

履 行 報 告 書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所〒  
氏名

平成 年 月 日付け指令林業第 号で交付決定のあったこのことについては、県産材消費拡大支援事業（県産材住宅定着促進）実施要領第8の規定に基づき、次のとおり報告します。

区 分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
県産材住宅戸数（戸）																
全新築戸数（戸）																
県産材利用率（％）																
県産材利用状況	梁・桁	樹種等	材積（m <sup>3</sup> ）													
			補助事業に要した経費（円）													
			補助相当額（円）													
	柱		材積（m <sup>3</sup> ）													
			補助事業に要した経費（円）													
			補助相当額（円）													
	土台		材積（m <sup>3</sup> ）													
			補助事業に要した経費（円）													
			補助相当額（円）													
	羽柄材		材積（m <sup>3</sup> ）													
			補助事業に要した経費（円）													
			補助相当額（円）													
合 計		材積（m <sup>3</sup> ）														
		補助事業に要した経費（円）														
		補助相当額（円）														

（毎月15日までに、前月末までの履行状況を報告すること。また、県産材標準仕様のPR状況がわかる資料を添付すること。）  
 （補助事業に要した経費は、製材、加工及びプレカット費まで含み、現場着の経費を記載すること。）

## 事業実績書

## 1 事業の目的

県産材の利用拡大を図るため、県産材を主要構造部材等に使用した住宅を新築する。

## 2 事業の内容

県産材住宅 新築戸数	主要構造部材等 現場搬入開始年月日	主要構造部材等 施工完了年月日
戸	平成 年 月 日	平成 年 月 日

（単位：円， $m^3$ （小数第2位まで記入））

県産材使用量	主要構造部材	標準仕様		補助単価	材積	補助金
梁・桁		異樹種集成材・ヒノキ集成材		5,500		
		スギ無垢材・スギ集成材		3,500		
柱		異樹種集成材・スギ無垢材 ・スギ集成材		3,500		
		ヒノキ無垢材・ヒノキ集成材		8,500		
土台		ヒノキ無垢材・ヒノキ集成材		8,500		
		異樹種集成材・スギ無垢材 ・スギ集成材		3,500		
		枠組壁工法 土台・枠組材		8,500		
		羽柄材(垂木, 母屋, 間柱, 筋交い, 大引, 根太)		3,500		
		計				

## 3 経費の配分

補助事業に要した経費 (県産材に係る費用)	負担区分	
	県補助金	自己負担他
円	円	円

## 4 添付書類

- (1) 流通履歴書（別記様式第6号）
- (2) 県産材を主要構造部材等に使用したことを証する書類（広島県産材産地証明書等）
- (3) 建築確認済証（若しくは建築工事届（注））の写し（注：建築基準法第6条に基づく建築物の建築等に関する申請及び確認が必要ないものに限る。）
- (4) 現地写真（全景写真，工事看板，主要構造部材等の施工完了が確認できるもの）
- (5) 補助金請求書（別記様式第7号）

## 流 通 履 歴 書

番号	部 材	樹種等	材積 (㎡)	原木市場名等	製材した業者名	ブレカットした業者名
1	梁・桁					
	柱					
	土台					
	羽 柄 材					
小 計			完了：平成 年 月 日 物件名又は場所：			
2	梁・桁					
	柱					
	土台					
	羽 柄 材					
小 計			完了：平成 年 月 日 物件名又は場所：			
3	梁・桁					
	柱					
	土台					
	羽 柄 材					
小 計			完了：平成 年 月 日 物件名又は場所：			
4	梁・桁					
	柱					
	土台					
	羽 柄 材					
小 計			完了：平成 年 月 日 物件名又は場所：			
合 計	梁・桁					
	柱					
	土台					
	羽 柄 材					
合 計						

※ 1 「材積」は、小数第 5 位を四捨五入して、小数第 4 位まで記入してください。

※ 2 「番号」は、年度当初からの連番とし、5 番以降については、実績に応じ行を追加してください。

補助金請求書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

氏名

印

平成 年 月 日付け指令林業第 号で補助金交付決定通知があったひろしまの森づくり事業（県産材消費拡大支援事業【県産材住宅定着促進】）補助金として、次のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の振込先

金融機関等名	預金種別 (選択してください)	口座番号
	普通	
店	当座	

口座名義人(フリガナ)

※ 通帳のカナ名義を記入してください。不明の場合は金融機関に確認してください。